

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年10月5日

【会社名】 広栄化学株式会社

【英訳名】 KOEI CHEMICAL COMPANY,LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西 本 麗

【本店の所在の場所】 千葉県袖ヶ浦市北袖25番地

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小網町1番8号

【電話番号】 03(6837)9304

【事務連絡者氏名】 理事経理室長 浜 辺 昭 彦

【縦覧に供する場所】 東京本社  
(東京都中央区日本橋小網町1番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月26日開催の第159期定時株主総会において決議された決議事項において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月29日に臨時報告書を提出いたしました。当社の議決権行使集計業務を委託している三井住友信託銀行株式会社（当社の株主名簿管理人）において、一部議決権の未集計が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件

並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	37,873	17	-	(注) 1	可決 99.96
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件				(注) 2	
西本 麗	37,841	49	-		可決 99.87
寒川 公一朗	37,841	49	-		可決 99.87
石塚 郁夫	37,765	125	-		可決 99.67
村上 修平	37,871	19	-		可決 99.95
深堀 敬子	37,840	50	-		可決 99.87
河合 秀忠	37,839	51	-		可決 99.87
鴻上 博光	37,765	125	-		可決 99.67
佐々木 康彰	37,761	129	-		可決 99.66
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
近藤 憲二	37,843	47	-	可決 99.88	
瀧口 健	37,871	19	-	可決 99.95	
東 英雄	37,869	21	-	可決 99.94	
養老 信吾	37,843	47	-	可決 99.88	

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注) 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	37,878	17	-	(注) 1	可決 99.96
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)8名選任の件				(注) 2	
西本 麗	37,846	49	-		可決 99.87
寒川 公一朗	37,846	49	-		可決 99.87
石塚 郁夫	37,770	125	-		可決 99.67
村上 修平	37,876	19	-		可決 99.95
深堀 敬子	37,845	50	-		可決 99.87
河合 秀忠	37,844	51	-		可決 99.87
鴻上 博光	37,770	125	-		可決 99.67
佐々木 康彰	37,766	129	-		可決 99.66
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任 の件					
近藤 憲二	37,848	47	-	可決 99.88	
瀧口 健	37,876	19	-	可決 99.95	
東 英雄	37,872	23	-	可決 99.94	
養老 信吾	37,848	47	-	可決 99.88	

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注) 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。